3）最大支間長が50m以上であること。
（海上一括架設の要件）
1）構造形式が鋼連続桁橋であること。
2）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
3）最大支間長が50m以上であること。
なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑹　工事全般の工程計画表（以下「工程計画」という。）が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体代表者又は単体有資格業者にあっては、平成11年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、以下の要件を満たす工場製作及び海上一括架設の施工実績の同種工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、工場製作と海上一括架設の施工実績については同一工事でなくてもよいが、1）～3）の要件は同一工事の施工実績であること。ただし、工場製作と工場製作以外の施工を異なる技術者に従事させる場合、工場製作に従事させる技術者は同一工事で工場製作の要件を満たす施工実績のみ、工場製作以外に従事させる技術者は同一工事で海上一括架設の要件を満たす施工実績のみ、有していればよい。
（工場製作の要件）
1）構造形式が鋼連続箱桁橋であること。
2）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
3）最大支間長が50m以上であること。
（海上一括架設の要件）
1）構造形式が鋼連続桁橋であること。
2）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
3）最大支間長が50m以上であること。
③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成11年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、以下の要件を満たす工場製作又は海上一括架設の施工をした同種工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、工場製作と海上一括架設に掲げる1）～3）の要件は同一工事の施工実績であること。ただし、工場製作と工場製作以外の施工を異なる技術者に従事させる場合、それぞれの技術者は同一工事で工場製作の要件、又は同一工事で海上一括架設の要件を満たす施工実績を有すること。
（工場製作の要件）
1）構造形式が鋼連続箱桁橋であること。
2）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
3）最大支間長が50m以上であること。
（海上一括架設の要件）
1）構造形式が鋼連続桁橋であること。
2）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
3）最大支間長が50m以上であること。
④　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成11年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、以下の要件を満たす工場製作及び海上一括架設の施工実績の同種工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、工場製作と海上一括架設の施工実績については同一工事でなくてもよいが、1）～3）の要件は同一工事の施工実績であること。ただし、工場製作と工場製作以外の施工を異なる技術者に従事させる場合、工場製作に従事させる技術者は同一工事で工場製作の要件を満たす施工実績のみ、工場製作以外に従事させる技術者は同一工事で海上一括架設の要件を満たす施工実績のみ、有していればよい。
（工場製作の要件）
1）構造形式が鋼連続箱桁橋であること。
2）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
3）最大支間長が50m以上であること。
（海上一括架設の要件）
1）構造形式が鋼連続桁橋であること。
2）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
3）最大支間長が50m以上であること。
⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑥　②、③及び④において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

⑻　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　本工事に係る工程計画の提出にあたって、参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、工程計画を提出すること。ただし、技術提案により入札に参加しようとする者は、技術提案に基づく工程計画を提出すること。なお、特定建設工事共同企業体において、標準案又は技術提案に基づく工程計画の提出は1提案とする。

⑿　上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は、価格及び⑶②に示す評価項目をもって入札を行い、⑵の要件全てに該当する者のうち、⑶によって得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、⑷による。）を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　評価対象要件
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
②　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑶　評価項目と評価基準
①　工程計画が適正と認められる者に標準点100点を与え、技術提案等の評価結果に応じて加算点最大60点を与え、さらに施工体制の評価結果に応じて施工体制評価点最大30点を与える。